

北海道チャンピオンシップ協会中学部 加盟クラブチーム等登録細則

第1条（目的）

- 1.本細則は、北海道チャンピオンシップ協会中学部（以下「HCAJ」という）への、中学生軟式野球クラブチーム及びそれに準ずる団体加盟の手続きに関する、条件、義務等を定め、HCAJ 運営の公正性と透明性を確保することを目的とする。
- 2.地域に根ざした中学軟式野球の健全な発展と、選手・保護者・指導者の信頼構築を促進することも目的とする。

第2条（加盟資格）

以下の条件を満たすクラブチーム及びそれに準ずる団体は、HCAJ に加盟することができる。

1. 北海道内に活動拠点を有する中学生を対象とした軟式野球クラブ及びそれに準ずる団体であること。
2. 設立年にかかわらず、健全な運営が確認されたチームは加盟対象とする。
3. 保護者・指導者・選手間の連携が取れており、健全な運営体制を有すること
4. HCAJ の目的・規約・方針に賛同すること

第3条（加盟申請）

1. 加盟を希望する団体は、所定の申請手続きをおこなうこと。
2. 申請内容には、以下の書類を提出すること。
 - ① チーム概要（設立年・代表者・活動地域・所属人数）
 - ② 指導者名簿（氏名・役職・連絡先）
 - ③ 活動実績（大会参加履歴・練習頻度）
 - ④ 保護者会の有無と運営体制
 - ⑤ その他、協会が必要と認める書類

第4条（審査・承認）

1. 加盟申請は、常任理事会での審査・承認をもって正式加盟とする。
2. 審査においては、活動の継続性・安全性・地域性・協調性等を総合的に判断する。
3. 審査結果は、申請者に文書または電子メール等にて通知する。

第5条（加盟団体の義務）

加盟団体は、以下の義務を負う。

1. HCAJ の規約・細則・大会要項等を遵守すること
2. 年会費を期日までに納入すること
3. HCAJ 主催事業への積極的な参加・協力をすること
4. 所属選手・指導者の情報を毎年度更新・報告すること
5. 不正行為・ハラスメント・差別・暴力・SNS 上の不適切言動の防止に努めること。
6. HCAJ からの通達・連絡事項を速やかに確認・対応すること。

7. 地域イベントや清掃活動等への協力を推奨する。
8. 加盟団体は、所属選手・指導者全員について、スポーツ安全保険等の傷害保険に加入する義務を負う。加入状況は毎年度の登録時に報告すること。

第6条（登録の更新）

1. 加盟登録は年度ごとに更新するものとし、毎年3月末までに「登録更新届」を提出すること。
2. 更新にあたり、選手名簿・指導者名簿を併せて提出すること。
3. 提出がない場合、協会は登録継続の意思がないものとみなすことがある。

第7条（登録の取消・除名）

1. 以下のいずれかに該当する場合、常任理事会の決議により加盟登録を取消または除名することができる。
 - ① HCAJの規約・方針に著しく反する行為があった場合
 - ② 年会費の未納が継続した場合
 - ③ 虚偽の申請・報告が判明した場合
 - ④ その他、HCAJの信用・安全を損なう行為があった場合
2. 前項に該当する場合、当該団体には事前に弁明の機会を与えるものとする。

第8条（退会）

1. 加盟団体は、退会を希望する場合、退会届を協会本部長宛に提出すること。
2. 退会届には、退会理由、提出日、代表者署名を明記すること。
3. 退会は、退会届の受理をもって正式に承認される。ただし、年度途中の退会であっても、納入済みの年間登録費・大会参加費等の返金は行わない。
4. 退会后、再加盟を希望する場合は、新規加盟申請と同様の手続きを経るものとする。
5. 退会后も、協会の信用・安全を損なう行為が判明した場合は、再加盟を制限することがある。

第9条（年間登録費）

1. 加盟団体は承認を得た後に、年間登録費(18,000円)の納入を、期日までにおこなうこと。

第10条（選手登録）

1. 他のクラブチームとの重登録は認めない。
2. 硬式野球各連盟へ登録している選手の登録は認めない。
3. チーム間の移籍にあたっては、移籍元、移籍先、それぞれの代表者が協議をおこない、移籍合意書へ双方自筆で記載し、HCAJへ移籍合意書を提出の上、常任理事会の承認をえなければならない。
4. 他チームからの選手や指導者の引き抜き行為や積極的な勧誘は厳禁とし、発覚の際には加盟団体の権利の剥奪、処分を常任理事会にて決定する。
5. HCAJ規約、本細則の規定違反等あった場合には、加盟団体の権利を剥奪し、HCAJ主催事業への参加を規制する。その際の年間登録費・大会参加費等の返金は一切行わない。
6. 引き抜き行為が疑われる場合は、コンプライアンス委員会に通報できる。

第 11 条（通報制度との接続）

1. 加盟団体は、HCAJ の通報制度に基づき、不正行為・ハラスメント・引き抜き行為・その他の不適切行為を通報することができる。
2. 通報は、協会が指定する通報窓口（電子メール・専用フォーム等）を通じて行うものとし、匿名での通報も可能とする。
3. 通報内容はコンプライアンス委員会にて調査・審議され、必要に応じて常任理事会に報告・勧告される。
4. 通報者のプライバシーは保護され、報復的行為は禁止される。

第 12 条（附則）

1. 本細則の改正は、総会または理事会の決議を経て実施することとする。
2. 本細則に定めのない事項は、常任理事会の決議により定める
3. 本細則は、2026 年 1 月 1 日より施行する。